

# ご活用ください！ 自治会館建設等助成金

こんなお考えをお持ちの場合は市民活動課へご相談を

自治会館の傷んでいる  
箇所を改修したい...

みんなで集まれる  
自治会館が欲しい...

古い自治会館だから  
耐震性が心配...

自治会館を建設するための土地を  
借りる・購入する費用が足りない...

自治会館が老朽化しているので、  
建替えたい...



## 自治会館建設等助成金とは？

すでに自治会館を維持管理している、または、今後自治会館を整備し、維持管理を行う予定がある自治会等を対象として交付する助成金です。

ただし、マンションの共用部分を活用した集会室など、区分所有者や管理組合で維持管理されているものにつきましては、本制度の対象となりませんのでご注意ください。

## 助成対象となる事業や助成要件は？

助成対象となる事業は、新築、建替え、改修、耐震改修、耐震診断、土地取得、土地賃借です。助成要件については、自治会館使用規則（自治会の活動に支障のない範囲で、自治会以外に広く利用させる旨の条項を含む）を定めていただくことその他、裏面の「助成対象事業と主な助成要件」のとおり、助成事業ごとに異なります。

また、助成金活用のためには、事業実施前年度の9月末までに市民活動課との事前協議を終える必要があることから、活用をお考えの場合は、お早めに市民活動課へお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕

枚方市役所 市長公室 市民活動課

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20

TEL: 072-841-1273

FAX: 072-841-5133

Email: [skatudo@city.hirakata.osaka.jp](mailto:skatudo@city.hirakata.osaka.jp)

## 助成対象事業と主な助成要件

対象事業	対象額	限度額	主な助成要件等
新築	当該建築費の3分の2に相当する額	750万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立した建築物であり、20年以上にわたって使用できること。</li> <li>おおむね20人以上が利用できる規模を有していること。</li> <li>建築基準法及び大阪府福祉のまちづくり条例に適合した建物であること。</li> </ul>
建替え	当該建築費の3分の2に相当する額	750万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設後20年以上経過した建築物であること。</li> <li>新築助成の各要件を満たしていること。</li> <li>過去20年以内に、改修又は耐震改修（耐震改修については令和3年度以降に助成金の交付確定を受けたものに限る）に係る助成を受けていた場合は、建替えに係る助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。</li> <li>過去10年以内に、旧規則で定めるバリアフリー化に係る改修又は耐震改修（令和2年度までに助成金の交付確定を受けたものに限る）に係る助成を受けていた場合は、建替えに係る助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。</li> </ul>
改修	当該改修費の3分の2に相当する額	300万円 (20年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下に掲げる①から③のいずれかに該当すること。</li> <li>①当該自治会館について、建築確認を受けた日が昭和56年6月1日（新耐震基準施行）以降であること。</li> <li>②当該自治会館について、①と同等の耐震性能を有すること。</li> <li>③当該改修が①と同等の耐震性能を有することを目的とするものであること（耐震改修に係る助成との併用も可能）。</li> <li>当該改修費が30万円未満の小規模な改修でないこと。</li> <li>助成後20年以内に建替え助成を受ける場合は、建替え助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。</li> <li>過去10年以内に旧規則で定めるバリアフリー化に係る改修又は便所の水洗化に係る助成を受けていた場合は、改修助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。</li> </ul>
耐震改修	当該改修費の3分の2に相当する額	100万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該自治会館について、建築確認を受けた日が昭和56年6月1日（新耐震基準施行）より前であること。</li> <li>自治会館の耐震性の向上を目的とする改修工事であり、改修後は、耐震性の向上が認められること。</li> <li>助成後20年以内に建替え助成を受ける場合は、建替え助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。</li> </ul>
耐震診断	当該診断費の3分の2に相当する額	木造 10万円 非木造 50万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該自治会館について、建築確認を受けた日が昭和56年6月1日（新耐震基準施行）より前であること。</li> <li>耐震診断後、耐震性の向上が必要と認められる場合は、10年以内に建替え又は耐震改修を行うよう努めること。</li> </ul>
土地取得	当該取得費の3分の2に相当する額	1,200万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に当該助成を受けていないこと。</li> <li>地縁による団体の認可を受けていること。</li> <li>3年以内に自治会館を建設すること。又は借地上に自治会館が建設されている場合で、当該土地を取得すること。</li> </ul>
土地賃借	当該賃借料	年額30万円 (10年限度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成後に土地取得助成を受ける場合は、土地取得助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。</li> </ul>